ACSES ニュースレター_２３５５号（2022 年 7 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(リチウム蓄電池)〈消費者庁〉
・令和４年６月の熱中症による救急搬送状況〈総務省消防庁〉
・消費者安全法第31条第3項の規定に基づく経過報告(エステサロン等でのHIFU(ハイフ)による事故)を公表しました。〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・自動車運転者を使用する事業場に対する令和３年の監督指導、送検等の状況を公表します〈厚生労働省〉
・外国人技能実習生の実習実施者に対する令和３年の監督指導、送検等の状況を公表します〈厚生労働省〉
・活動の場広がる救急救命士　導入３０年ほぼ全隊に配置　医療の一員としても期待〈Web報道〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・NTT、群馬・京都に本社機能　首都直下地震を想定、復旧拠点に〈Web報道〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２９９報）〈厚生労働省〉
・福島 双葉町の一部 8月30日に避難指示解除を正式決定〈放送報道〉
・「断固反対で変わらず」　原発処理水で全漁連声明〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 新たに６物質を麻薬等に指定
◇新たに６物質を麻薬等に指定し、規制の強化を図ります〈厚生労働省〉
◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第 255 号）〈官報〉
◇麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 105 号）〈官報〉
[4] 指定薬物の新規指定
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第 106 号)〈官報〉
[5] 温暖化対策関係
◇二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第３号）〈官報〉
[6] 環境安全関係
◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第 55 号）〈官報〉
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（厚生労働省・環境省告示第１号）〈官報〉
◇令和 2 年度及び令和 3 年度遺伝子組換え植物実態調査の結果について〈農林水産省〉

縷紅草（ルコウソウ）

［7］調査、公募、意見募集等
　［公募、意見募集等］　３件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
［8］その他省庁発表　　６件
［9］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　14 件　　［開催記録、報告、資料等］　９件
［10］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：７件　　◇薬物関係：１件　　◇その他：１件
［付録］
◇「残コン」問題を放置すれば違反の生コン利用は再び起きる〈Web 報道〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(リチウム蓄電池)
＜消費者庁　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029569/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220726_01.pdf
特記事項:オムロン株式会社(現 オムロンソーシアルソリューションズ株式会社)が輸入したリチウム蓄電池のリコール(充電率調整・ソフトウェア更新)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件
　（うちガストーチ２件、ガス栓（都市ガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：３件
　（うちノートパソコン１件、リチウム蓄電池１件、照明器具１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
　（うち太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）１件、電動スケートボード１件、
　水槽用ウォータークーラー１件、電子レンジ１件、ノートパソコン１件）

・令和４年６月の熱中症による救急搬送状況
＜総務省消防庁　2022年7月27日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20220727_kyuki_02.pdf
熱中症による救急搬送人員について、令和４年６月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
概要
○ 令和４年６月の全国における熱中症による救急搬送人員は 15,969 人でした。
　これは、昨年６月の救急搬送人員 4,945 人と比べると 11,024 人多くなっており、６月の調査を開始した平成 22 年以降、６月としては最も多い搬送人員となりました。
○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。
□ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。
□ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。
□ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、公衆（屋外）、仕事場①の順となっています。
□ 都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員は、群馬県が最も多く、次いで福井県、茨城県、埼玉県、鳥取県

の順となっています。

○ 熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、新型コロナウイルス感染症対策としての「新しい生活様式」における熱中症予防行動として、こまめな換気や屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことなどを心がけてください。

○ 消防庁では、熱中症予防啓発のコンテンツとして、「予防啓発動画」「予防啓発ポスター」「予防啓発イラスト」「予防広報メッセージ」「熱中症対策リーフレット」「予防啓発取組事例集」を消防庁ホームページ熱中症情報サイトに掲載しています。

全国の消防機関をはじめ、熱中症予防を啓発する関係機関にも御活用いただけるよう、以下の消防庁ホームページに掲載していますので、是非御活用ください。

(https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04)

・消費者安全法第 31 条第 3 項の規定に基づく経過報告(エステサロン等での HIFU(ハイフ)による事故)を公表しました。

＜消費者庁　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_022/
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_019/assets/csic_cms101_220726_01.pdf

---

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・自動車運転者を使用する事業場に対する令和３年の監督指導、送検等の状況を公表します

＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wya3Ink0udW0b5ZRY

・外国人技能実習生の実習実施者に対する令和３年の監督指導、送検等の状況を公表します

＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H_pr_qXoZQlSs02NY

・活動の場広がる救急救命士　導入３０年ほぼ全隊に配置　医療の一員としても期待

＜共同通信　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.47news.jp/news/8076210.html

１９９２年に救急救命士が救急現場での活動を始めてから今年で３０年になる。医療資格を持った救急隊員の処置によって病院に到着する前の多くの病人、けが人が救命されるようになった。昨年１０月には、新型コロナウイルス感染症でも明らかになった医療現場の人手不足、医師の過剰負担を解消するため、病院到着から患者が入院するまでの病院内での活動も法的に認められた。今や多くの資格者が医療機関で勤務し、医療チームの一員として期待されている。

▽プレッシャーの中

救急救命士は、一定の研修を受けて試験に合格した場合に特定の医療行為を認める国家資格で、病院前の救急隊員による処置の拡充と救命率向上を目的に法制化された。

東京曳舟病院（東京都墨田区）の山本保博病院長（救急医学）は当時、なかなか進まない国会審議の場に呼ばれ、持参した器具、装置で救命処置を実演したことを覚えている。

山本さんは救急救命士１期生候補の研修で指導に当たった。「各地の消防本部から救急隊員が選抜されて上京してきた。『落ちたら故郷に帰れません』という候補生もいて、勉強中のプレッシャー、悲壮感は大変なものだった」と振り返る。

１期生は合格して地元に戻っても医療機関の理解は乏しい地方が多かった。認められる医療行為は限られ、それさえも多くは無線などでの医師の指示が必要とされた。

「坂道を一歩ずつ上がるように」（山本さん）実績を積み上げて３０年。今は全国ほぼ全ての救急隊で救急救命士が働き、認められる医療行為も拡大した。医師の指導に加え、先輩が指導的役割を果たす「指導救命士」を置く自治体も増えている。

▽毎年３千人近く

救急隊員が救急救命士になるための研修を受ける「救急救命東京研修所」の田辺晴山教授は、救急救命士の教育研修が充実したことで「人がなぜ倒れているかを医学的に判断できる、そうした力が現場で高まってきた」と

評価する。

救急救命士が実施した処置について医師が指導、助言、事後の検証に当たって業務の質を担保する仕組み「メディカルコントロール」も、全国で協議会を設けるなど体制が整備され「医療と救急隊の連携が強まった」（田辺さん）という。

総務省消防庁のまとめでは、倒れたところを一般市民が目撃し、心肺機
能が停止した人で、その原因が心臓にある場合の１カ月生存率は３５％程度、同じく社会復帰率は２５％程度まで高まっている。

近年は教育研修のカリキュラムやテキスト類も整い、大学や専門学校にも受験資格者を養成する専門の学科がある。試験には毎年２５００人から３千人近くが合格。資格を取った後で消防本部に就職したり、救急隊員を目指さず医療現場で働いたりするケースが増えたという。

▽外来で勤務も

救急救命士の活動は、搬送中だけでなく、病院の内部にも広がった。

救急処置に通じた資格者が医療機関の補助役として働くのは理にかなっているが、昨年、これに法的な裏付けができた。救急救命士法で特定の医療行為ができるのが従来の「医療機関に搬送するまで」から「入院するまで」に改められたのだ。医師の働き方改革が叫ばれる中で、外来で働く貴重な専門職として、求人も多いという。

厚生労働省の担当者によると、前提として医療機関側が委員会を設けて救急救命士の活動範囲を決めること、関連学会が定めた研修を受けることが求められる。田辺さんは「実績を重ねて、病院内でもキャリアアップの道筋ができることを期待したい」と話している。

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・NTT、群馬・京都に本社機能　首都直下地震を想定、復旧拠点に

＜共同通信　2022 年 7 月 25 日＞　https://nordot.app/924218805937356800?c=39546741839462401

NTT が、首都直下型地震などの大規模災害で東京に大きな被害が出た際に事業を継続できるよう、東京の本社機能を群馬県高崎市と京都市に分散させる方針を固めたことが 25 日、分かった。経営企画や総務などの部門の社員が平時から業務の拠点として活用し、災害時には復旧の司令塔を担う。10 月にも試行を始め、グループ会社にも本社機能の地方分散を促す。

地震や津波、洪水のリスクが相対的に小さいと判断し、2 都市を選んだ。国内従業員数が約 18 万人に上る日本最大級の企業グループの試みは、他社にも影響を与えそうだ。

分散するのは東京都千代田区の持ち株会社 NTT で、約 200 人が対象。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２９９報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d5IBPq0YLTe1Yt3lY

１　自治体の検査結果

岩手県、宮城県、仙台市、群馬県、東京都、文京区、横浜市、長野県、京都府、大阪市

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

・福島 双葉町の一部 8 月 30 日に避難指示解除を正式決定

＜NHK　2022 年 7 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220726/k10013736131000.html

---

・「断固反対で変わらず」　原発処理水で全漁連声明

＜共同通信　2022 年 7 月 25 日＞　https://nordot.app/924228741572886528?c=39546741839462401

全国漁業協同組合連合会（全漁連）の坂本雅信会長は 25 日、原子力規制委員会が 22 日に東京電力福島第 1 原

発の処理水海洋放出計画を認可したことについて「全国の国民・漁業者の理解を得られておらず、断固反対であることはいささかも変わらない」との声明を発表した。

声明によると政府は４月、放出決定時の全漁連からの申し入れに対し、漁業継続を支援するための「超大型の基金創設」や、風評被害への全責任を国が持つなどとする回答を示していた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=O95P2oHMQS1212qpY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年７月 27 日版）

＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h2LzZj1w_ZHKK9cVY

・感染症エクスプレス@厚労省　IDES コラム更新しました

＜厚生労働省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=F_JkVQRcobfMGxqFY

◇マスコミ報道　見出し

・国内感染、初の週 100 万人超　前週比 1．68 倍　新型コロナ

＜時事ドットコム　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022072500219&g=soc

・WHO「日本が世界最多」 先週 1 週間のコロナ新規感染者数

＜FNN プライムオンライン　2022 年 7 月 28 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/395232

・新型コロナ新規感染 全国 20 万 9694 人で過去最多 25 道府県で最多

＜NHK　2022 年 7 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220727/k10013738861000.html

・感染確認 全国で 20 万人超 過去最多に 日常生活にも影響が…

＜NHK　2022 年 7 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220727/k10013738191000.html

・“感染者や濃厚接触者の急増で社会活動全体に影響” 専門家会合

＜NHK　2022 年 7 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220727/k10013739271000.html

・コロナ１０万人迫る　重症者も増加、来月２８万人予想―韓国

＜時事ドットコム　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022072600442&g=int

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6w6fClEckf2mR855Y

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19

＜厚生労働省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D-p5RtVgVU_NGqudY

・第 92 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 7 月 27 日）を掲載しました ＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_xqKfCOeuQv--9ttY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1zKhng24jZcVw_lFY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付 市区町村一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S64_qvG8MVOG5xzZY

・新型コロナワクチン　４回目接種のお知らせ（対象者拡大）が掲載されました。
＜厚生労働省　2022 年７月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T6o7rvW4NVkC4xndY
・新型コロナワクチン３回目接種の接種対象者数と接種状況について更新しました。
＜厚生労働省　2022 年７月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xyK0hdSMcWccy_5VY
・新型コロナワクチン 武田社ワクチンのリーフレット第３版が掲載されました。
＜厚生労働省　2022 年７月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yy64idiAfWsQx_FZY
・医療用抗原検査キットの取扱薬局リスト
＜厚生労働省　2022 年７月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a44YKXgg3cuwZ2P5Y

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2022 年７月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xyK2g06lIuA-bn1VY

・濃厚接触待機、陰性なら３日　ワクチン５回目、今秋にも実施へ―４回目は対象拡大・厚労省
＜時事ドットコム　2022 年７月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022072200790&g=soc
厚生労働省は２２日、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に求める待機期間について、原則７日間から５日間に短縮すると発表した。さらに２日連続の検査で陰性が確認されれば、待機期間は接触の翌日から数えて最短３日目までとなる。
国内の新規感染者数は、オミクロン株の派生型「ＢＡ．５」への置き換わりなどで過去最多を更新。職場などで濃厚接触者の欠勤が増え、社会経済活動の維持が困難になるのを避ける狙いがある。
厚労省は、市中での感染率が上がっていることから、濃厚接触者が待機から６日目以降に陽性となるリスクを考慮しても、さらなる感染拡大にはつながらないと判断した。
新型コロナワクチンの追加接種については、今秋以降にオミクロン株に対応した改良型で行うことを想定し、準備する方針を決めた。４回目を打った人にとっては５回目の接種となる。
対象者は、２回以上接種を受けた高齢者などに絞って議論される見通し。ただ、後藤茂之厚労相は「全ての人を対象に接種されることも想定している」と対象者拡大の可能性に言及した。
４回目のワクチン接種は５月から始まったが、秋には接種から一定期間が過ぎ、効果の低下が予想される。加えて現行のワクチンは、オミクロン株への効果が下がるとの指摘もあった。
５回目で想定される改良型ワクチンは、米ファイザー社や米モデルナ社が開発を進めており、秋にも実用化される見通し。厚労省によると、既存のワクチンと比べて中和抗体価の上昇が確認されたという。
６０歳以上などに限っていた４回目接種については、２２日から１８歳以上の全ての医療従事者や高齢者施設職員などに対象を拡大した。

・接種後死亡、初の救済認定　コロナワクチン健康被害
＜共同通信　2022 年７月 25 日＞　https://nordot.app/924281088936656896?c=39546741839462401
厚生労働省の感染症・予防接種審査分科会は 25 日、新型コロナウイルスワクチン接種後に急性アレルギー反応や急性心筋梗塞を発症し死亡した 90 代女性の死亡一時金の請求を認めた。予防接種健康被害救済制度でコロナワクチンの死亡事例が救済認定されたのは初めて。
厚労省によると、女性は脳虚血発作などの基礎疾患があった。接種後に発症した健康被害に関し分科会は、ワクチンとの因果関係が否定できないと判断した。同省は女性の接種時期や回数を明らかにしていない。健康被害救済審査について担当者は「医学的に厳密な因果関係までは必要としない」と説明している。

・塩野義のコロナワクチン、高齢者４回目接種で治験開始
＜時事ドットコム　2022 年７月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022072600579&g=eco
****
[3] *新たに６物質を麻薬等に指定*
◇新たに６物質を麻薬等に指定し、規制の強化を図ります

＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00004.html
本日付けで、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令」の一部を改正し、新たに３物質（※１）を麻薬として、３物質（※２）を特定麻薬向精神薬原料（※３）として指定しました（政令の施行は本年８月 26 日）。今回の麻薬指定により、麻薬の総数は 224 物質になります。

新たに麻薬に指定される物質は、現在、厚生労働省が指定薬物（※４）に指定しており、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されています。同物質は、麻薬と同種の乱用のおそれがあること、麻薬と同種の有害作用をもつことが確認されましたので麻薬に指定し、罰則を強化（※５）することにより規制の強化を図ります。なお、**麻薬に指定される物質は、指定薬物の指定から外され、指定薬物ではなくなります。**

厚生労働省としては、今後、麻薬等に指定された物質が乱用されることのないよう、関係機関に通知を発出し、注意喚起を行っていきます（※６）。

※１　「麻薬」指定物質
物質１　化学名：２－エチルアミノ－１－（３，４－メチレンジオキシフェニル）ブタン－１－オン
通称名：Eutylone、bk-EBDB
CAS 番号：802855-66-9　＊
物質２　化学名：１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－メトキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール
通称名：Metonitazene
CAS 番号：14680-51-4　＊
物質３　化学名：１－｛１－［１－（４－ブロモフェニル）エチル］ピペリジン－４－イル｝－１，３－ジヒドロ－２Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－２－オン
通称名：Brorphine
CAS 番号：2244737-98-0　＊

※２　「特定麻薬向精神薬原料」指定物質
物質１　化学名：４－アニリノピペリジン
通称名：4-AP
CAS 番号：504-24-5　＊
物質２　化学名：１，１－ジメチルエチル＝４－アニリノピペリジン－１－カルボキシラート
1,1-dimethylethyl-4-anilinopiperidin-1-carboxylate
通称名：t-BOC-4-AP
CAS 番号：125541-22-2　＊
物質３　化学名：Ｎ－フェニル－Ｎ－(ピペリジン－４－イル）プロパンアミド
通称名：Norfentanyl
CAS 番号：1609-66-1　＊

＊　ACSES 事務局調べ

※３　麻薬向精神薬原料は、麻薬又は向精神薬の原材料として用いられているものであり、流通に関与する者の届出、輸出入の届出、盗難や密造に流用される疑いのある場合の届出等によって規制をかけている。麻薬向精神薬原料のうち、より麻薬又は向精神薬への加工が容易であるもの若しくは麻薬又は向精神薬の不正な製造に必要不可欠であるものについては、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和 28 年政令第 57 号）で特定麻薬向精神薬原料に指定し、麻薬向精神薬原料より厳しい規制をかけている。

※４　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている。

※５　指定薬物に関する罰則：最高で５年以下の懲役及び 500 万円以下の罰金
　　麻薬に関する罰則：最高で無期若しくは３年以上の懲役及び 1000 万円以下の罰金

※６　厚生労働省ホームページ内「薬物乱用防止に関する情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

---

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第 255 号）

［官報］　令和４年７月 27 日　本紙　第 784 号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220727/20220727h00784/20220727h007840002f.html

あらまし
◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第 255 号）（厚生労働省）
１　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（第一条関係）
㈠　２－エチルアミノ－１－（３・４－メチレンジオキシフェニル）ブタン－１－オン及びその塩類
㈡　１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－メトキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
㈢　１－｛１－［１－（４－ブロモフェニル）エチル］ピペリジン－４－イル｝－１・３－ジヒドロ－２Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－２－オン及びその塩類
２　次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定することとした。（第一条関係）
㈠　４－アニリノピペリジン及びその塩類
㈡　１・１－ジメチルエチル＝４－アニリノピペリジン－１－カルボキシラート及びその塩類
㈢　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－４－イル）プロパンアミド及びその塩類
３　次に掲げる物を特定麻薬向精神薬原料に指定することとした。（第二条関係）
㈠　４－アニリノピペリジン及びその塩類
㈡　１・１－ジメチルエチル＝４－アニリノピペリジン－１－カルボキシラート及びその塩類
㈢　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－４－イル）プロパンアミド及びその塩類
４　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和４年７月 27 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 255 号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第四十号、別表第一第七十五号及び別表第四第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第一条　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百四十七号を第百五十号とし、第百四号から第百四十六号までを三号ずつ繰り下げ、第百三号を第百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六　１－｛１－［１－（４－ブロモフェニル）エチル］ピペリジン－４－イル｝－１・３－ジヒドロ－２Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－２－オン及びその塩類

第一条中第百二号を第百四号とし、第三十七号から第百一号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－メトキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十六号とし、第十四号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　２－エチルアミノ－１－（３・４－メチレンジオキシフェニル）ブタン－１－オン及びその塩類

第四条中第十四号を第十七号とし、第九号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－４－イル）プロパンアミド及びその塩類

第四条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　１・１－ジメチルエチル＝４－アニリノピペリジン－１－カルボキシラート及びその塩類

第四条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　４－アニリノピペリジン及びその塩類

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第二条　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十五号を第十八号とし、第九号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－４－イル）プロパンアミド及びその塩類

第一条中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　１・１－ジメチルエチル＝４－アニリノピペリジン－１－カルボキシラート及びその塩類

第一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　４－アニリノピペリジン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　　後藤　茂之
内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 105 号）

［官報］　令和４年７月 27 日　本紙　第 784 号　２頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220727/20220727h00784/20220727h007840002f.html

○厚生労働省令第 105 号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年７月 27 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第三（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料	**別表第三**（第四十五条の八関係） 一　次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料

イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　４－アニリノピペリジンとして五十％を超えて含有する物	（新設）
ニ～ヲ　（略）	ハ～ル　（略）
ワ　１・１－ジメチルエチル＝４－アニリノピペリジン－一－カルボキシラートとして五十％を超えて含有する物	（新設）
カ～タ　（略）	ヲ～カ　（略）
レ　Ｎ－フェニル－Ｎ－（ピペリジン－４－イル）プロパンアミドとして五十％を超えて含有する物（新設）	（新設）
ソ～ヰ　（略）	ヨ～ラ　（略）
二・三（略）	二・三（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

****

[4] *指定薬物の新規指定*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 106 号）

［官報］　令和４年７月 27 日　本紙　第 784 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220727/20220727h00784/20220727h007840002f.html

○厚生労働省令第 106 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年７月 27 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～百二（略）	一～百二（略）
（削る）	百三　１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－メトキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
百三～二百十九　（略）	百四～二百二十　（略）
（削る）	二百二十一　１－｛１－［１－（４－ブロモフェニル）

	エチル]ピペリジン－４－ イル} －１・３－ジヒドロ－２Ｈ－ベンゾ[ｄ]イミダゾール－２－オン及びその塩類
二百二十～三百十二　（略）	二百二十二～三百十四　（略）

附　則

１　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百五十五号）の施行の日から施行する。

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

****

[5] *温暖化対策関係*

◇二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通省・環境省令第３号）

［官報］　令和４年７月27日　号外　第70号　19～29頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220727/20220727g00162/20220727g001620019f.html

○国土交通省令・環境省令第３号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年７月27日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

環境大臣　　山口　　壮

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正条文の見出し」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条　二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年翌鼓謌令第三号）の一部を次のように改正する。

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令 （定義等） （二酸化炭素放出抑制指標の基準） （二酸化炭素放出実績指標の評価の基準）

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条　二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を次のように改正する。

（定義等） （二酸化炭素放出抑制指標の基準） （航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準）

附　則

この省令は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年一月一日から施行する。

****

[6] *環境安全関係*

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第55号）

［官報］　令和４年７月27日　号外　第70号　1～19頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220727/20220727g00162/20220727g001620001f.html

○国土交通省令第55号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十五第二項、第十九条の三十五の二、第四十八条第四項、第五十一条の三第一項及び第五十四条の規定に藁づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年７月 27 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正条文の見出し」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

（二酸化炭素放出実績指標の評価）
（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付）
（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の備置き）
（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の再交付）
（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の書換え）
（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の返納）
（船級協会による二酸化炭素放出実績指標の評価）
（船級協会の確認等）
（報告の徴収）
（手数料）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

（二酸化炭素放出実績指標の評価）
（燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付）
（船級協会による二酸化炭素放出実績指標の評価）
（船級協会の確認等）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

（二酸化炭素放出抑制航行手引書）
（二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第四条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を次のように改正する。

目次
　第一章～第十一章　（略）
第十二章　二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標（第四十七条－第四十九条の二）
第十三章　（略）
　（二酸化炭素放出抑制航行手引書）
　（二酸化炭素放出抑制指標及び航行時二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）
　（航行時二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第五条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和

五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次
第一章～第一章の五　（略）
第一章の六　二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認
（第一条の二十－第一条の二十七の二）
第一章の七～第五章　（略）
附則
（船舶の改造）
（二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認）
（手引書承認等の引継ぎ）
（添付書類）
（船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認）
（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書等）
（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請）
（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納）
（検査対象船舶）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定並びに次条及び附則第三条第一項の規定は、令和四年十一月一日から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。）第三十八条第一項第五号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年三月三十一日以後である報告から適用し、当該期限が令和五年三月三十一日である報告については、なお従前の例による。

２　第一条の規定の施行の際現に交付を受けている燃料油消費実績報告履行確認書は、新施行規則第十二条の十七の十五第三項に規定する有効期間を経過するまでの間は、なお効力を有する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　令和四年十一月一日より前に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十五第一項の承認を受けている二酸化炭素放出抑制航行手引書については、第三条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「技術基準省令」という。）第四十七条第一項の規定にかかわらず、同年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

２　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和五年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であって、令和七年六月三十日以前に船舶所有者に対し引き渡されるもの（以下「現存船」という。）については、施行日以後最初に行われる法第十九条の三十六の規定による定期検査若しくは法第十九条の三十八の規定による中間検査又は法第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査が開始される日までの間は、第四条の規定による改正後の技術基準省令第四十七条第一項第七号、第四項及び第五項、第四十八条並びに第四十九条の二の規定は、適用しない。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　現存船についての第五条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十二の二の規定の適用については、同条中（除く。）」とあるのは、（除く。）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和

四年国土交通省令第五十五号）の施行の日以後最初に行われる法第十九条の三十六の規定による定期検査若しくは法第十九条の三十八の規定による中間検査若しくは法第十九条の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行ったものとみなされる同項の検査が開始される日以後初
めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときは」とする。

２　この省令の施行の際現に交付を受けている国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、この省令の施行後においても、なお効力を有する。

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（厚生労働省・環境省告示第１号）

［官報］　令和４年７月25日　号外　第159号　117～136頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220725/20220725g00159/20220725g001590117f.html

---

◇令和２年度及び令和３年度遺伝子組換え植物実態調査の結果について

＜農林水産省　2022年７月26日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/220726.html

農林水産省は、平成18年度以降、セイヨウナタネやダイズ等の輸入港の周辺地域において、遺伝子組換えセイヨウナタネ及び遺伝子組換えダイズの生育や、その近縁種との交雑の有無を調査しています。

令和2年度及び令和3年度の調査では、これまでの調査結果と同様に、主に運搬時にこぼれ落ちた種子に由来すると考えられる遺伝子組換えセイヨウナタネ及び遺伝子組換えダイズが生育していましたが、組み換えられた遺伝子が交雑可能な近縁種へ拡散したり、生育範囲が拡大したりする状況を示していませんでした。

このため、遺伝子組換えセイヨウナタネ及び遺伝子組換えダイズが生物多様性に影響するおそれはないと考えられます。

1.調査の目的

農林水産省は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づき承認した遺伝子組換えセイヨウナタネや遺伝子組換えダイズによる生物多様性への影響の有無を検証するため、セイヨウナタネとその近縁種（カラシナ及び在来ナタネ。以下、セイヨウナタネを含めて「ナタネ類」といいます。）については平成18年度から、ダイズとその近縁種であるツルマメについては平成21年度から、それぞれ遺伝子組換え体の生育や近縁種との交雑の有無について調査をしています。

2.令和2年度及び令和3年度の調査方法及び調査結果（概要）

（1）調査方法

・これまでの実態調査で遺伝子組換え体が多く生育していた港を調査することとし、ナタネ類について令和2年度は7港、令和3年度は8港、ダイズ及びツルマメについては令和2年度は2港、令和3年度は1港において、それぞれ陸揚げ地点から5kmの範囲で、遺伝子組換え体の生育を調査するため、葉を採取・分析し、遺伝子組換え体か否かを判定しました。

・さらに、遺伝子組換え体が交雑と世代交代を繰り返すことにより、組み換えられた遺伝子の交雑可能な近縁種への拡散の可能性を検証するため、遺伝子組換え体が生育していた場所及びその周囲において、ナタネ類等の種子を採取・分析し、遺伝子組換え体の交雑率を推定しました。

（2）調査結果

以下の結果のとおり、令和元年度までの調査結果と同様に、組み換えられた遺伝子が交雑可能な近縁種に拡散したり、組換え体の生育範囲が拡大したりする状況を示しておりませんでした 。

・遺伝子組換えセイヨウナタネは、令和2年度は6港において計81群落（131個体）、令和3年度は8港において計83群落（106個体）生育していましたが、生育範囲が経年的に拡大する状況を示しておりませんでした。

・令和2年度、令和3年度ともに遺伝子組換えセイヨウナタネとカラシナ又は在来ナタネとの交雑は認められませんでした。また、遺伝子組換えセイヨウナタネと、その周囲に生息するセイヨウナタネとの交雑率は、遺伝子組換えでないセイヨウナタネ同士の文献等に示された交雑率の範囲内でした。

・遺伝子組換えダイズは、令和2年度は1港において計3群落（14個体）、令和3年度は1港において計5群落（5個体）生育していましたが、生育範囲が経年的に拡大する状況を示しておりませんでした。

・令和2年度、令和3年度ともに遺伝子組換えダイズとツルマメとの交雑は認められませんでした。
・令和2年度において、遺伝子組換えダイズ1個体で、他の遺伝子組換えダイズとの交雑が疑われましたが、周囲の状況等から交雑した可能性は極めて低いと考えられました。令和3年度においては、遺伝子組換えダイズ間の交雑は認められませんでした。
・遺伝子組換えセイヨウナタネや遺伝子組換えダイズの生育地点は、主に陸揚げ地点に近接する幹線道路沿いの植栽帯等でした。
3.今後の対応
今回の調査結果は、令和元年度までの調査結果と同様、組み換えられた遺伝子が交雑可能な近縁種に拡散したり、組換え体の生育範囲を拡大したりする状況を示しておりません。そのため、遺伝子組換えセイヨウナタネ及び遺伝子組換えダイズが生物多様性に影響するおそれはないと考えられます。
農林水産省は、遺伝子組換えセイヨウナタネ及び遺伝子組換えダイズによる生物多様性への影響の有無を検証するため、令和4年度以降も、これまでの調査結果を踏まえた調査方法の見直しを行いながら、本調査を継続して実施しており、遺伝子組換え農作物等が我が国の生物多様性に及ぼす影響に係る科学的知見の一層の充実を図っています。
****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度「大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業」の３次公募開始について
＜環境省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00299.html
---

◇令和４年度既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築 FS 調査事業の二次公募について
＜環境省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00318.html
---

◇令和４年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（補助事業）（うち、①廃棄物等バイオマスを用いた省 CO2 型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業及び②廃油のリサイクルプロセス構築・省 CO2 化実証事業）の三次公募について
＜環境省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00287.html
---

[公募結果、意見募集結果]

◇「データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業　本格実施機関」採択機関の決定について
＜文部科学省　2022 年 7 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiFac8m7Isdz2bM
****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省告示第 1148～1166 号）
　　［官報］　令和 4 年 7 月 25 日　号外　第 159 号　136～140 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220725/20220725g00159/20220725g001590136f.html
---

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1176 号）
　　［官報］　令和 4 年 7 月 26 日　号外　第 160 号　1～10 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220726/20220726g00160/20220726g001600001f.html
---

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1177 号）
　　［官報］　令和 4 年 7 月 28 日　本紙　第 785 号　4～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220728/20220728h00785/20220728h007850004f.html

---

◇外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件の一部を改正する件（財務省告示第 201 号）

［官報］ 令和４年７月 25 日　特別号外　第 63 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220725/20220725t00063/20220725t000630001f.html

---

◇医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 107 号）

［官報］ 令和４年７月 28 日　号外　第 163 号　5～29 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220728/20220728g00163/20220728g001630005f.html

---

◇高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～をとりまとめました

＜文部科学省　2022 年７月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiHac8pgslA7Tb0

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 148 回労働政策審議会安全衛生分科会（開催案内）　　８月２日

＜厚生労働省　2022 年７月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6w6fClEckf2mR7R5Y

（１）第 13 次労働災害防止計画の主な目標に関する令和３年（2021 年）実績（報告）

（２）「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等について（報告）

（３）化学物質管理者の養成講習の内容及び化学物質管理専門家の要件（厚生労働大臣告示）について（報告）

（４）定期健康診断実施結果報告等の再集計結果について（報告）

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（オンライン会議）　　７月 28 日

＜厚生労働省　2022 年７月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b4objtWYFXkiwzH9Y

（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について

・動物用医薬品スルファチアゾール

・農薬トルクロホスメチル

・農薬ピリフルキナゾン

・農薬ホスチアゼート

・農薬メパニピリム

・動物用医薬品・飼料添加物暫定基準見直し

（２）その他

・ニタルソン及びロキサルソン試験法

・ニフルスチレン酸ナトリウム試験法

（３）人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の設定について

・動物用医薬品及び飼料添加物クエン酸

・農薬くん液蒸留酢酸

・汚染物質等専門調査会（第６回）の開催について　　８月３日

＜内閣府　2022 年７月 26 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/osen_tou/annai/osen_annai_6.html

（１）カドミウムの食品健康影響評価について

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　7 月 28 日

＜厚生労働省　2022 年７月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V7Ijtu2gLUEa-3PFY

１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について

２　その他

・第 63 回厚生科学審議会感染症部会の開催について　　８月１日
＜厚生労働省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p0LU5bTsEQd8q5Y1Y
(１)現行の感染症法等における課題と対応等
(２)新型コロナウイルス感染症の検査について
(３)サル痘への対応について
・再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会（第７回）の開催について
　　7 月 28 日
＜環境省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/111195.html
　　再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関するとりまとめについて
・「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の開催　　年８月２日
＜総務省消防庁　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/0726kiho1.pdf
（１）セルフ給油取扱所における AI 等による給油許可監視支援に関する事項
（２）その他危険物施設のスマート保安化等に関連する事項
・環境研究総合推進費 SII-6 セミナー「水銀に関する水俣条約の有効性を考える」の開催について　　9 月 8 日
＜環境省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00319.html
・「第８回ユース環境活動発表大会」の実施について　　7 月 20 日～21 日
＜環境省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00305.html
・第６回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催します　　８月２日
＜厚生労働省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e54NMqEUITu5btLpY
［１］墜落・転落災害防止対策の充実強化について
［２］その他
・第７回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会　　7 月 28 日
＜経済産業省　2022 年 7 月 27 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46586
　　とりまとめについて
・令和４年度日本学術振興会の評価等に関する有識者会合（第２回）の開催について　　7 月 28 日
＜文部科学省　2022 年 7 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiFac8m7Isdz2bF
1. 令和３年度業務実績に係る評価について
2. 第４期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る評価について
3. 独立行政法人日本学術振興会の今後の課題について
4. その他
・ヒト受精胚等へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する合同会議（再設置：第２回）を開催します。
　　8 月 3 日
＜文部科学省　2022 年 7 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiJac8r5HrWvLbH
1. 総合科学技術・イノベーション会議報告(第三次報告)を踏まえた関係指針の見直し方針について
2. ミトコンドリア投与を行う臨床試験について
3. その他
・科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（第 11 期第６回）の開催について　　8 月 3 日
＜文部科学省　2022 年 7 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agiJac8r5HrWvLbI
1. 若手研究者支援の改善・充実について
2. 研究活動の質の向上（人材流動性向上）について
3. 基盤研究の助成の在り方について
4. その他

[開催記録、報告、資料等]
・「第３回パリ協定と SDGs のシナジー強化に関する国際会議」の結果について

＜環境省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00288.html
・第６回　食品の営業規制の平準化に関する検討会　資料　　７月 26 日
＜厚生労働省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T6o8DVwE-e-UQOTdY
　１）　営業規制の平準化に関する運用について（密封包装食品製造業における除外品目の選定）
　２）　その他
・第 150 回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会　審議結果
＜厚生労働省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u17K_zLZXpxCEgIpY
・厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第９回）資料　　７月 27 日
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f5oJNqUQJT-9atftY
１．遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部改正に係る検討
・第 14 回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会　　７月 26 日
＜厚生労働省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_5tUsFOQVvZDzaJY
（１）新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑭
（２）Ｖ－ＳＹＳについて⑬
（３）各ワクチンの取扱いについて（ファイザー社・武田社・モデルナ社）
・第１回　総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　原子力小委員会　廃炉等円滑化ワーキンググループ-開催通知　　７月 27 日
＜経済産業省　2022 年 7 月 26 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46426
　　円滑かつ着実な廃止措置の実現に向けて
・「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」の開催　　７月 26 日
＜総務省消防庁　2022 年 7 月 25 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220725_yobou_1.pdf
(1)蓄電池の多様化と大容量化への対応
(2)蓄電池設備の特徴に応じた規制の見直し
・第６回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」　　７月２６日
＜厚生労働省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9xKEteS8QVcs-8JlY
（１）精神障害の労災認定の基準について　（２）その他
・第２回「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を開催します　　８月１日
＜厚生労働省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L8pcbTxkmY_OIxi9Y
（１）事務局説明（論点１及び論点３関係）
（２）業界団体等ヒアリング
（３）フリーディスカッション（論点１及び論点３関係）
（４）事務局説明（論点２関係）
（５）フリーディスカッション（論点２関係）
（６）その他
****
[10] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7wqeq2aNCsgWRmt9Y
・サル痘 政府 感染症危険情報のレベル１出す すべての国地域対象
＜NHK　2022 年 7 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220725/k10013734461000.html
・外務省、全世界にサル痘危険情報　４段階のレベル１
＜共同通信　2022 年 7 月 25 日＞　https://nordot.app/924123293227057152?c=39546741839462401

・「梅毒」の感染者が急増 過去最多のペース 症状は？
＜NHK　2022 年 7 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220727/k10013738051000.html

---

・我が国の高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言について
＜農林水産省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220727.html
我が国が国際獣疫事務局（OIE）に提出した高病原性鳥インフルエンザの清浄化宣言が、令和 4 年 6 月 13 日を開始日として、OIE のウェブサイトに掲載されましたのでお知らせします。

・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 7 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220725.html
・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について
＜農林水産省　2022 年 7 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220726.html

---

◇*薬物関係*
・薬物乱用防止に関する情報
＜厚生労働省　2022 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K85fypHcUT1mhwy5Y

◇*その他*
・日本学術会議 “軍事目的の研究についての立場に変更ない”
＜NHK　2022 年 7 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220727/k10013739341000.html
日本学術会議は、軍事にも転用可能な科学研究について定例の会見で説明を行い、1950 年に公表した「戦争を目的とする科学研究は絶対に行わない」という声明を否定できないと話し、軍事目的の研究についての立場に変更はないという認識を示しました。
日本学術会議は 27 日、定例の会見で、民生用だけではなく軍事用にも転用が可能な科学研究について学術会議が公表した見解を元に、軍事研究への対応が変化したかのような報道が一部にあったとして幹部が説明を行いました。
この説明では、見解の中で純粋な科学研究と軍事に転用が可能な研究について、単純にわけることは難しく、扱いを一律に判断することは現実的ではないという現状の認識を示したが、その認識は以前から公表しているもので変わっていないと説明しました。
そのうえで、1950 年に公表した「戦争を目的とする科学研究は絶対に行わない」という声明について、「当時の声明をわれわれが批判したり否定したりすることはできないと考えている」と話し、軍事目的の研究についての立場に変更はないとしています。
日本学術会議の梶田隆章会長は「先端的な研究開発については、研究者や研究機関が適切な管理をはかることが必要だ」としています。

****

[付録]
◇「残コン」問題を放置すれば違反の生コン利用は再び起きる
＜Wedge　2022 年 7 月 25 日＞　https://wedge.ismedia.jp/articles/-/27271
　5 月下旬、旧知の建設業関係者から 1 本の電話が入った。「発注した生コンクリート会社が日本産業規格（JIS）違反をしていた。出荷先の施工主からは、『買い手に引き渡しができない』と、クレームが入っており、対応に苦慮している」ということだった。その後、「違反の生コン使用 70 件 違法建築の恐れ」（読売新聞 6 月 5 日付）と報じられると、テレビのワイドショーなどでも取り上げられるなど、報道は過熱していった。
　具体的には、川崎市内の生コン会社・小島建材店が余った生コンを新たに製造した生コンに混ぜて出荷していたというものだ。生コンは、時間が経過すると硬化するため JIS では、出荷してから原則 90 分以内に使用しなければならないと規定されている。小島建材店は、これに違反していたことから JIS 認証製造事業者としての認証

が取り消された。

JIS 違反の生コンが使われた約 70 件のうち、最も多い約 50 件があることが分かった川崎市では、福田紀彦市長が「市民の不安解消に努める」などと表明した。川崎市が小島建材店にヒアリングしたところ、「キャンセルが出て余ってしまったので再度使用してしまった」ということだった。

建築基準法では、建築物の基礎、主要構造部等（柱・梁等）に使用するコンクリート等は JIS 規格に適合するか、国土交通大臣の認定を受けたものであることが必要とされている。川崎市建築指導課によれば「建物の多くは、戸建て住宅。すでに引き渡しが完了したものもある」という。

一方で、JIS に適合しないものの、建築基準法に違反するか否かの結論は出されておらず、いま調査している段階だという。14 年ほど前に藤沢市であった事例では、認められていない骨材（コンクリートの材料）が使用されたが、調査の結果、大臣認定されたという例もあった。

いい加減、「残コン」問題に正面から向き合え

報道では、「JIS 違反」ということに注目が集まったが、この問題には、もう一つの本質が隠されている。「残コン」だ。生コンが建築や土木の施工現場にミキサー車で運搬される際、必ず少し多めに出荷される。生コンが足りなくなると困るからだ。そこで余った生コンは、「残コン」として生コン業者が持ち帰るというのが、業界の長年の慣習なのだ。そもそも一度、販売したものを、買い手が処分するのではなく、売り手が持ち帰るというのはおかしな話であるが、零細業者が多い生コン会社は、力関係でこの商習慣に従わざるを得ないということが続いてきた。

この問題に 20 年近くにわたって向き合ってきた長岡生コンクリート（静岡県伊豆の国市）の宮本充也社長は「今回、小島建材店が行ったことは、ルール違反であり、決して認められることではない。ただ、都心部の生コン業者にとっては『残コン』を処理するにもスペースが足りないなど、苦労しているという話をよく耳にする」と指摘する。実際、「残コン」の再利用に取り組む長岡生コンクリートを訪問すると、その敷地は都市部にある小学校などのグラウンドよりもはるかに広い。

つまり、小島建材店が余った生コンを使用したように、「残コン」が存在する限り、それが転用されてしまう可能性が残るわけだ。「だからこそ、『残コン』には、行政、企業、業界団体、全ての関係者がきちんと向き合うべき」（宮本氏）ということだ。

ある生コン会社の幹部も「残コン」に関してこう話す。「量が多い場合は施工主に話すことはあるが、基本的にはサービスで持ち帰っている」。ただ、この会社でも以前は、「残コン」を産業廃棄物として処理していたが、ここ数年で全量再利用するように体制を整えたという。具体的には、「残コン」を乾かして路盤材にしたり、構造物以外のコンクリート、コンクリートブロックなどにして安く販売したりするといったことだ。

一方で「残コン」から砂と砂利を取り出して、「回収骨材」として再利用できるように JIS も改正されたが、ハウスメーカーなどユーザーはバージン材を好む傾向にあり、利用は進んでいない。

JIS の基準をもっとシンプルにすべき

コンクリート主任技士・診断士で、各種コンサルティング、資格取得指導を行う JIC（大阪市北区）の森政伸社長も「今回の事件は許されるものではない」と話す。JIS 認証制度にも精通する森氏は「第三者通報などで査察に入るのは、残コンの不法投棄や生コンの洗浄水をそのまま河川に流すという事案が多いと耳にする。生コンの出荷量の 3%程度が『残コン』になるとみられている。一部の企業が努力して再利用していることは評価すべきだが、全てを再利用するのは難しいのではないか」と話す。

JIS の基準をもっとシンプルにすべきという指摘もある。JIS には、生コンの製品認証の他に、製造されるプロセスについても規定がある。「現場では辻褄合わせの仕事になっているのではないか。JIS と現場の実態の差を埋めていく作業が必要になる」（森氏）。その他、使用は 90 分以内という決まりについても、硬化を遅延する薬剤も開発されており、見直しが可能だという声もある。また、残コンの回収骨材の使用を義務付けることも必要になってくるだろう。

このような改革を進めるべく、生コン会社が中心となって一般社団法人生コン・残コンソリューション技術研究会（RRCS）が 2020 年に設立され、情報発信など活動を活発化させている。一方で、経済産業省、国交省、そして業界団体などからは、「残コン」問題の解決に向けて、積極的な姿勢は見えてこないままだ。

********** 以上 **********